

部会長	<p>皆さま、おはようございます。ただいまから、第 711 回農地部会を開会いたします。本日は、部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第 21 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことを、まずご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、浮穴地区の南委員さん、久谷地区の池田委員さんのお二人にお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から第 9 号まで、9 件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。</p> <p>それではまず、第 1 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 27 年 12 月 28 日から平成 28 年 1 月 25 日までに専決処理した案件は 11 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 11 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 5 件、4804 平米、商工業用地 3 件、913 平米、公的用地 3 件、153 平米、となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 1 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>

部会長	<p>続きまして、第 2 号議案、農地法第 5 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 27 年 12 月 28 日から平成 28 年 1 月 25 日までに専決処理した案件は 21 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 21 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 17 件、9,703 平米、商工業用地 2 件、1,807 平米、公的用地 2 件、10 平米、となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 2 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 3 号議案、農地法第 18 条第 6 項、解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部副主幹)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>1 番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償給付金を支給す</p>

るとしております。

2番、本件は、農地法第3条許可により、平成9年12月24日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、転用するとしております。離作補償はないとしております。

3番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、3条許可にて売り渡すとしております。離作補償給付金を支給することとしております。

4番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償給付金を支給するとしております。

5番、本件は、強化促進法により、平成18年11月1日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、転用するとしております。離作補償はないとしております。

6番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償給付金を支給するとしております。

7番、本件は、農地法第3条許可により、昭和52年5月4日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

なお、賃貸人は、3条許可を同時に申請しておりまして、本案件が承認されますと、第4号議案の5番の譲受人の経営面積が、1,834平米から2,961平米になります。

8番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

9番、本件は、残存小作でございます。

	<p>本件は、賃貸人が申入れを行い合意解約が成立したもので、解約後の1筆は賃貸人が自作地として耕作し、もう1筆は転用するとしております。離作補償給付金を支給するとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、第3号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご意見ご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして第4号議案、農地法第3条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部副主幹)	<p>恐れ入りますが、議案説明の前に、議案の修正をお願いいたします。</p> <p>5番の譲受人の経営面積を、1,834平米から2,961平米に修正をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>お手元の、審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。</p> <p>1番、譲受人の野口さんは、農地約56アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、耕作に便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。</p> <p>2番、譲受人の大西さんは、農地約14アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。</p> <p>なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p>

3番、譲受人の篠浦さんは、農地約110アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

4番、譲受人の相原さんは、農地約181アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地の贈与を受け、農業経営に精進しようとするものでございます。

5番、譲受人の伊田さんは、農地約29アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業に精進しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

6番、譲受人の銀岡さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。

また、伊予市におきましても、同時に3条許可申請がされており、松山市との面積を合わせますと、5,055平米となります。伊予市では既に総会が終了し、松山市の結果待ちとなっております。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

7番、譲受人の徳永さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を借り受け、農業経営に精進しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。

それではここからは、地元委員さんから説明をお願いいたします。

まず、2番でありますけれども、所在地が浮穴地区でありますので、南

南委員	<p>委員さんからお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人の大西さんは、現在土居町にお住まいで、農地約 14 アールを耕作する農業者であります。</p> <p>今般、議案記載の農地を取得し、耕地面積 30 アール以上として、農業規模の拡大を図るものであります。</p> <p>農業に対する意欲も十分見受けられることから、地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、住所地が石井地区になりますので、戒能明久委員からお願いをいたします。</p>
戒能明久委員	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人の大西さんは、現在石井地区に居住し、今般、浮穴地区の農地を取得して、許可後に経営面積が 30 アール以上として、農業規模拡大を考えております。</p> <p>大西さんの住所の農業委員として、本件審議を行いました結果、農業に対する意欲も十分見受けられますので、本部会のご承認をよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次は 5 番であります。5 番は興居島地区でありますので、小池委員さんからお願いをいたします。</p>
小池委員	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人の伊田さんは、</p>

<p>部会長</p>	<p>農地約 29 アールを耕作する農業者であります。</p> <p>今般、本申請地を譲り受け、取得後の耕作面積を 30 アール以上にして、農業に精進しようとするものであります。</p> <p>農作業歴は 40 年あり、耕作意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に 6 番でありますけれども、所在地が浅海地区でありますので、田中委員さんからお願いいたします。</p>
<p>田中委員</p>	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の銀岡さんは、畑寺四丁目に居住しており、今般、浅海地区及び伊予市にて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>農業経験のある父親や、農協より営農指導を仰ぐなど、農業に対する意欲も十分見受けられることから、地元としては了承いたしました。本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>同じく、住所地が桑原地区でありますので、野本委員さんからお願いをいたします。</p>
<p>野本委員</p>	<p>それでは説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人の銀岡さんは、現在桑原地区に居住しており、今般、伊予市の農地に使用貸借権を設定することと併せ、浅海地区の農地を取得し、新規就農をお考えであります。</p> <p>銀岡さんの住所地の農業委員として、本件の審査を行ったものでありますが、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>

部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、9 ページですけれども、7 番、所在地が粟井地区でありますので、梶野委員さんからお願いをいたします。</p>
梶野委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の徳永さんは、この度、農地を借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>以前より農作業等のお手伝いもしており、耕作意欲も十分に感じられましたので、地区審査におきまして了承をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>同じく、住所地が北条地区でありますので、松岡委員さんからお願いをいたします。</p>
松岡委員	<p>それでは、説明をいたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がございましたように、申請人の徳永さんは、この度、農地を借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものでございます。以前より、実家の農作業を手伝っておりまして、所有者の祖父、両親から営農指導を受けております。農業に取り組む意欲も十分に見受けられましたので、地元といたしましては了承をいたしました。本部会でご審議を頂きまして、ご承認を頂きますように、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 4 号議案につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について、ご意見ご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p>



それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第 5 号議案、農地法第 4 条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(藤久次長)

それでは、ご説明いたします。

1 番、本件申請人は、市内南梅本町に居住しておりますが、定年退職を控え、新たな収入の確保を図るため、本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

2 番、本件は、次の第 6 号議案 5 番の 5 条許可申請で、資材搬入のための進入路を確保し、併せて事業を実施する併用案件でございますので、一括してご説明いたします。

本件申請人は、東京都大田区に居住しておりますが、この度、新たな収入の確保を図るため、本申請地へ太陽光発電施設を設置するに併せ、第 6 号議案 5 番で、資材搬入等に必要な約 1 ヶ月間の一時転用による進入路を確保したいとしております。

なお、一時転用の申請地は、必要な部分の内部面積であり、事業完了後は、速やかに農地へ原状回復されます。

本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど第 6 号議案 5 番、5 条許可申請と併せて、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。

次に、地元委員さんから説明をお願いします。2 番の所在地であります浮穴地区の南委員さんをお願いいたしますけれども、先ほど事務局から説

南委員	<p>明がございましたように、5条と併用案件になっておりますので、併せての説明をよろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、ご説明を申し上げます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請者の相原さんは、現在東京都にお住まいの会社員です。</p> <p>今般、農業の継続が困難になったことから、自己所有の農地を太陽光発電施設として転用し、生計を維持するため、本申請に及んだものです。</p> <p>また、別件の農地法第5条申請を併用案件として、1ヵ月程度の一時的な農地転用にて、当該農地に隣接する農地を、太陽光発電施設の機材搬入のための仮設進入路にするとしております。</p> <p>両案件とも、目的、内容が適切と認められることから、地元としては了承しましたが、なお、本部会でのご審議をよろしく願いします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしますが、本件は県許可分でありますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、第6号議案、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、平成6年建築の分家住宅に居住しておりますが、2番の家族による農家住宅建築に伴い、新たな進入路の確保が必要となった</p>

ことから、本申請地を両親より借り受け、進入路として敷地拡張したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

2 番、本件受人は、現在、両親と同居し、農地約 92 アールを耕作する農業者及び農業後継者である息子夫婦でございますが、現居宅が手狭なことから、この度、本申請地を農業者の父親より借り受け、3 名共有の農家住宅を建築しようとするものでございます。

なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

3 番、本件受人は、松山城南高校を運営する学校法人ですが、職員用並びに父兄用駐車場が不足し、何かと支障をきたしていることから、この度、既存施設に隣接する本申請地を借り受け、露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします

4 番、本件受人は、市内久米窪田町で幼保連携型認定こども園を運営する学校法人ですが、送迎用車両の駐車場不足、運動会等各種イベントスペースの確保の必要性などから、今回、既存施設の利用形態を見直すとともに、隣接する本申請地を取得し、運動場及び園庭として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は土地収用法の該当事業であることから、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

5 番、本件は、先ほど承認いただきました 4 条許可申請 2 番の併用案件でございます。

6番、本件受人は夫婦で、現在両親と同居し、農地約44アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、この度、本申請地を妻の父親より借り受け、農家住宅を建築しようとするものでございます。

なお、本申請地の農地区分は、市役所久谷支所からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます

7番、本件受人は、市内窪野町で建設機械の修理、製造業を営む法人ですが、既存の車両置場等が手狭で事業に支障をきたしていることから、この度、隣接する本申請地を取得し、露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

8番、本件受人は、市内星岡二丁目に居住しておりますが、居宅への進入路が狭く、段差もあり、通行に支障をきたしていることから、新たに本申請地を取得し、公衆用道路として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

9番、本件受人は、東京都品川区に本店を置き、フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア等の経営に関する事業等を営む法人でございますが、現在市内中西外で運営するコンビニエンスストアの駐車場が手狭で、何かと支障をきたしていることから、今回、隣接する本申請地を借り受け、露天駐車場として敷地拡張したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

10番、本件受人は、建築資材のリース及び販売を主な業務とする法人でございますが、既存の簡易トイレ置場が飽和状態になっていることから、今回、隣接する本申請地を借り受け、露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一

	<p>団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は既存施設の拡張であり、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。</p> <p>11番、本件受人は夫婦で、現在借家住まいをしておりますが、子どもの成長に伴い何かと手狭なことから、今般、本申請地を妻の父親より借り受け、自己住宅を建築したいとしております。</p> <p>なお、本申請地は、都市計画区域外であるため、都市計画法の開発許可は不要でございます。</p> <p>また、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>次に、地元委員さんから説明をお願いいたします。</p> <p>なお、3番と4番いずれも久米地区でありますので、安永委員さんから併せて説明をお願いします。</p>
安永委員	<p>いいですか。</p>
部会長	<p>はい、安永委員さんよろしく申し上げます。</p>
安永委員	<p>それでは、地元説明をいたします。</p> <p>まず、3番からご説明をいたします。</p> <p>先ほど事務局より説明がありましたように、譲受人の学校法人松山学院ですが、これは北久米町にある城南高校であります。</p> <p>この度、不足する職員及び来客用の駐車場を確保するため、申請に至ったものであります。</p> <p>周辺農地の耕作にも影響がないことから、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、4番の件につきましてご説明をいたします。</p>

	<p>これも先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の学校法人、これは東松山幼稚園でございます。慈強学園であります。教育基本法及び学校教育法を目的とし、保幼連帯型認定こども園を運営する法人であります。</p> <p>この度、不足する運動場及び庭園を確保するために申請に至ったものであります。</p> <p>地域に必要とされる施設でもありますことから、地元として了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしく願いをいたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 6 号議案について、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>(異議なしの声)</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしますが、なお、本件は県許可分でありますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、第 7 号議案、平成 27 年度第 11 号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (片山主査)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>本日の案件のうち、使用貸借権設定が 4 件、賃借権設定が 1 件で、内訳は、新規が 14 筆、更新が 2 筆です。また、その他として、15 ページにある所有権移転が 2 件で 2 筆となっております。利用集積計画総面積は合計 7,824 平米でございます。</p> <p>まず、13 ページの番号 1 の譲受人は、約 606 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 2 の譲受人は、約 96 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借</p>

権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 3 の譲受人は、約 77 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

14 ページの番号 4 の譲受人は、約 125 アールを耕作する農業者で、引き続き賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 5 の譲受人は、約 269 アールを耕作する農業者で、引き続き使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

15 ページの番号 6 の譲受人は、約 107 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買によって取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 7 の譲受人は、約 207 アールを耕作する農業者で、普通畑を売買によって取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は平成 28 年 2 月 16 日の予定となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、第 7 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

(異議なしの声)

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、第 8 号議案、農用地利用集積計画案に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

<p>事務局 (片山主査)</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第19条3項の規定、計画案の提出等の協力に基づき、松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>機構への利用権設定については、この20筆を今年1月の農地部会におきましてご審議いただきました。</p> <p>このことに関しましては、平成28年1月15日に20筆全てについて、市の公告が済み、公告日の翌日付けで使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について、意見を求められております。</p> <p>総面積は合計10,624平米、20筆、全て使用貸借権です。</p> <p>今後、この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定した後に、県が認可し、平成28年3月頃の公告という流れになっています。</p> <p>そのため、4月頃に農事組合法人八反地営農組合様に耕作権が設定される予定です。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ただいま、第8号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、第9号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>



<p>事務局 (渡部副主幹)</p>	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 27 年 12 月 22 日から平成 28 年 1 月 21 日までに専決処理した案件は 19 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 19 件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 9 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案 9 件の議案審議は、全て終了いたします。</p> <p>ここで、今回、委員の皆様方に、議案書と一緒に「農地の相続税の納税猶予に係る特例適用農地の評価を巡る諸問題について」という文書を同封させていただきました。</p> <p>委員の皆様方にはお読みいただいたと思いますけれども、この文書は、先日、白石委員から提出されたものでありまして、農地の相続税の納税猶予に関するものであります。</p> <p>まず、この文書でありますけれども、この文書の表題にありますとおり、農地を相続する際、相続財産の評価についての設問であろうと思います。</p> <p>したがって、農業委員会としては関知すべきものではなく、これに対するコメントも差し控えたいと存じます。この文書はあくまでも、相続財産の評価についての文書であろうと考えています。</p> <p>そこで、農地の相続税の納税猶予に関する、農業用倉庫の敷地部分の適用除外につきましては、これまで約半年の間、本部会においても議論をし、一定の結論も出ているものと理解をしております。</p> <p>しかし、今般、白石委員から別紙の文書が提出されましたので、改めて、</p>

	<p>説明をさせていただきます。</p> <p>農地の相続税の納税猶予につきましては、これまでも説明させていただきましたように、主務官庁であります国税庁、すなわち、松山では松山税務署が、租税特別措置法の規定により決定をするものであります。</p> <p>そして、松山市の農業委員会は、納税猶予を受けようとする申請人が、適格者である旨の願出に対し、証明を行うものであります。</p> <p>そこで、今日まで、質問の趣旨であります農業用倉庫の敷地部分の面積を適用除外することにつきましては、松山税務署の指導もあり、これに従って今日まで実施してきたものであります。</p> <p>なお、この取扱いにつきましては、現時点では法令等改正はなされておらず、国税庁のホームページにも明示されております。</p> <p>したがいまして、今回提出されました別紙の文書をもって、取扱いが変わるものではございません。</p> <p>ただ、付け加えますと、このことに関しまして、他の県、よその県の農業関係団体等から、適用範囲の拡大について要望する動きもあるようですので、私どもも今後、注視してまいりたいと存じますので、ご理解を頂きたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
白石委員	かまんですか。
部会長	はい、白石委員。
白石委員	<p>農地の扱いについてはね、先月の部会に私も、資料をね、昨年度の、いま役員さんだけお持ちしたんですけどね。大変な問題が起きるぞと思って、農地の扱いのと言いましたが、実際問題皆さんにお聞きしたいのは農地の中で一部だけ、国税庁と、農業委員会というのは全部、謄本によって取り扱います。これも、法務局が謄本は発行しております。謄本の面積でやります。うちの市役所にしても、資産税課で1月1日現在で資産税をかけております。それとまた、この本人が申請する面積というのは、農道部分をこの、先月の部会のように35平米、6平米、12平米、45平米、</p>

6 平米、24 平米と、10 筆くらいのうちから 6 筆くらい、こういう農道部分を引いたりしよるとですね、農道歩くところだけ引いたりその時だけ引いたりしたら、謄本と合わない。松山市の課税とも合わない。国税庁と合わない松山市の市の行政、そして農業委員会も一つの行政です。これと全く合わないことが出てくる。ほやからこういうことは、どこ行ってもですね、可分方式で、多い面積の方で、扱いを現実問題として取り扱って今まで来とんです。それが現実なんですよ。それである、特に農業用倉庫の、先だつての、昨日、昨年申し上げましたら持ってきましたらね、うちが扱うんだったら農業委員会で扱うんだったらね、農業用倉庫部分を、農業用倉庫を建設する予定のため一部除外なんて言うんだつたらですね、面積をはっきり分筆しとって、やったらね、昨年これあたりは 5 月でしょ、7 月でしょ、そういうなんだつたら、分筆してやっとなつたら、ほたら 1 月 1 日には、松山市も、その宅地に税金かかるんじゃないけどこれそのまま農地課税してきとんですよ、その方には。ほたらこれは、国税庁はね、見に行くんですよ。国税庁どういうふうにするか。私そのために国税庁まで話しに行つたんですよ、この 1 件ね。それで、現場の写真見て、ないのに、かけれないんですよ。かけれないんです。どこにある。建てる予定のため除外するじゃの、やったら。ほて謄本は付いとんですきちんと。そんなでたらめなことを農業委員会だけでやっとならんかと、これを言よんです。そうでしょ。ほやから農道部分だけ除外して、写真でじゃのいうて局長にちらっと聞きましたけど、馬鹿なことしたらとんでもないことになる。ほたらあぜ部分とかいうてね。とんでもないことが起きると。ほたら、また一回すき直したら違う所になったりする。ということがいくらでも起きるんでね。そういうことは今まで扱ったことないことをしよるから私がこれを言よんです。農業用倉庫あたりは今ね、行政区域なんか超えて農地なんかでも持つとんです。ほやからそういう場合に、農業用倉庫というのは、200 平米までっていうあれ本会議場にも聞きましたらね、水の問題があつて大変なんです。200 平米まで、2 畝までは、農業用倉庫は建築基準法基準内にもあるんですよ。建築基準法で、農地のままでお建てなさいということになつとんです。これは水の問題なんです。はっきり言いますと。農業用倉庫 200 平米なぜかという。ビニールハウスあたりを、5、6 反やったときですね、その資材を入れるために、まずは、要るんです。さあしかし、そのビニールハウスが 5、6 年経つと、連作障害で、そっくり変わったときに、建築確認なんか下ろしとつたら、宅地で残るんです。宅地で残って、

全部移動したときにそこへ宅地で残ると。200平米と。2畝です。これが現実なんです。2畝残ったらどうなるかと。それはね、地元の改良区や水利組合。この歴史も知っとりますか。改良区水利組合にはね、土地改良法、これに基づいて、農地を前進させるために、開発できる広い面積のそこだけを改良法で認めて、水利組合宅地化するところは水利組合でこらえてくれと。ほじゃから水利組合長の判で法務局通りよんです。そういう現実を知っとってもらわんといかんです。それでですね、その200平米まで。転用かけたらいかんののですが。農振地域であろうがどこだろうが転用かけたらいかん。というのは、地元の改良区や水利組合で、2、300円払うんは、お金なんかじゃないんです。面積なんです。面河の、笠方のダムというのはですね、あのダムを建設する時に、どれだけいったかというのはね、道前道後平野の土地改良区で、全部その、道前道後平野土地改良区の中で、その地域や全部あす埋め立てしたときには、坪27円払ったら、ダムの借金ゼロになるように計算がしてあるんです。ほじゃから、その地元へ、2、300円払うんで、面積を、ほじゃから県の職員に去年教えたんはそれなんです。それ教えてくれてなかったてびっくりしとった。道前じゃったら西条側じゃと。桜三里を超えて西条側ですよと。道後側じゃったら、こちら側で、道後平野土地改良区と。朝生田があるでしょと。金額見よんじゃあないですよと。それを持って行ったら、来年から、もう負担金はかかってこないですよと。ただし、その水、それだけ分の水は高知へ、負担金は来ないけど高知へ行ってしもて、二度と再び来ないと。年に10カ所くらい、12カ所、15カ所、なくなったら道後平野は砂漠になってしまう。このことが大事なんです。それで、施設園芸した、その施設を、変わるたびに、200平米ずつ200平米ずつ高知の水が。四国は笑われよんです。雨量も全部取ってみてください。徳島高知の雨量と、香川愛媛の雨量と。そんなこと私はね、議員は、40歳からしよりますけど、農業委員は34歳からしよんです。市役所行きよんです。間違いなんかないんですよ。ほやからそこが大事なんで、これはね、大間違いなんですよ。ほじゃから言よんですよ。そこが大事なんでこんなことしたらね、これはほたら、先月の、針田町これ2筆でしょ。この場合はそこへ税法の渡しました。過去にあるんですよ。この場合にね、針田町が2筆、地番で言うとたった101.26平米。この場合にでも農業用倉庫です。たった101.6平米いうたら30坪くらいあるんですよ。広い面積で農業用倉庫この人がですね、東温市でも伊予市でも、農地持っとんですよ。この倉庫しか家の端しかなかったら、それ使わんといい

かんで、かける必要ないんですよ。わざわざそんな指導ができんようなことでどうするんで。ほれでですね、過去にどういうことが起きたかっていうのは私がその税法渡した。前は6億までが60パーセント、6億超えたら65パーセントになる。たった100万ぐらい超えて、3,000万払った人がおるんです。今下がとります。それでお渡しした。5億超えとみなさいや、4,200万が7,200万になるでしようが。大ごとになるんですよ。ほやからそういう場合に、農業委員会で行政の指導ができとるか嘘か本当かと。農業用倉庫ほたら伊予市や東温市に建てるんですか、よその市へ、不便な所へ、番ができん所へ。家のねきに、自分の家のねきに建つとる昔からある農業用倉庫がええんじゃないですか。そういう、本当に指導ができとるか。そういうことが、ずっとこれ来とんですよ。ほて今後建設のためじゃなんて。ないんなんか国税庁が行って、見に行っていないのに、国税庁かけたらペけですよ。ないもんにかけますか。建設予定のためじゃいうて。そんな予定なんか税金かけられんですよ。やおなとんですよ、私行とんですよ。電話じゃ分からんのじゃけん、行って話しとります。ほじゃから言よんですよ。そんな文書で返すじゃの言うけど、そんなことじゃないです。大ごとになりますこれ。その責任持てるんですか。はっきり言うときます。

部会長

はい、ありがとうございました。いま、白石委員から、かなり細かい説明まで頂きましたけれども、それに対するお答えは私からさせていただきます。

この、我々が扱っている、先ほどお答えしましたように、相続税の、農地の相続税の、納税猶予に関する事務についての、松山市の農業委員会がやれる責任の範囲、やれる範囲、これはもう先ほど申し上げたとおりです。

したがいまして、評価がどうなろうと、その倉庫敷きうんぬんの、要は国税庁の出しておる文書をもって、我々は動くほかにはございません。

したがいまして、相続税が高くなる安くなる、そういうふうなものまでは、農業委員会としては扱うことができませんので、ご理解を頂きたいと思います。委員の皆様それでよろしいでしょうか。

一同

(はいの声)

部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、この件も終わりましたので、あと、委員さん方、他にございましたら発言の方、お願いいたします。</p> <p>ございませんでしたら、事務局から連絡事項をお願いします。</p>
事務局 (片山主査)	<p>事務局から 1 点、ご連絡事項ございます。</p> <p>先日の総会の際もご案内いたしましたとおり、平成 27 年の農業委員活動記録ノートですが、もし、本日、まだ未提出の方でお持ちいただいている方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に事務局の職員までお渡しいただきたい思います。もしお忘れの方は、後日、地区審査などで職員にお渡しいただいたのでも結構です。よろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>局長さん、他ないですか。</p>
事務局 (松木局長)	<p>はい、次回の農地部会でございますが、3月の10日、木曜日を予定しております。3月の10日木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、以上で、第 711 回農地部会を閉会といたします。</p>
事務局 (松木局長)	<p>ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 25 分閉会</p>

